

サービス付き高齢者向け住宅

ひだまりあみ

重要事項説明書

社会福祉法人 河内厚生会

社会福祉法人 河内厚生会は、「老は智なり、老は美なり、老は宝なり」の理念のもと、高齢者福祉の増進に寄与する。

#### 1. 事業主体概要

法人名	社会福祉法人 河内厚生会
代表者名	理事長 秋山 義継
法人所在地	茨城県稲敷郡河内町生板横間8907
電話番号	0297-84-0311
設立年月日	平成12年11月27日

#### 2. 物件概要

名称	サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ
所在地	茨城県稲敷郡阿見町中郷2-3-4
電話番号	029-893-6588
建物構造	鉄骨造り 4階建
土地建物所有形態	事業主所有
個数・定員	76戸 92名
開設年月日	平成27年8月1日
登録番号	H26-149(1)
管理者	長谷川 聡

### 3.入居者の条件

入居の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結時の年齢が満60歳以上の方</li> <li>・ 自分で自分の身の回りのことができる方 (要介護認定を受けられている方は、事前に面談させていただきます。)</li> <li>・ 規定の賃料等の支払いが可能な方</li> <li>・ 公的な医療保険及び介護保険に加入されている方</li> <li>・ 保証人を定められる方(保証人を定められない場合にはご相談ください)</li> <li>・ 契約書、管理規程等をご承諾いただき、当住宅において他の入居者とともに円滑に生活が営める方</li> </ul>
二人部屋	ひだまりあみが定める入居者が2名入居することが可能な住戸には、上記の入居者の条件を満たす方2名で入居することができます
入居をお断りする場合	<p>以下の各項に該当する場合は入居をお断りする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力をふるう等他の人に害を及ぼすおそれがある方</li> <li>・ 感染症等を有し他の入居者に感染させるおそれのある方</li> </ul>

### 4.保証人の条件・義務等

入居者には保証人を1名定めていただきます

保証人の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の意思並びに入居者の心身の状態及び生活の状況に配慮し、本契約に関連して入居者が快適で心身ともに健康な生活を安心して営むために必要な協力、本契約から生ずる、入居者のすべての債務の連帯保証、入居者に意思能力の欠缺(不存在)その他の事由があつて、これにより本契約の効力が左右される場合の本契約の契約当事者としての役割、義務、介護保険サービスの利用、治療、入院の手配など、入居者が本物件で生活する上で必要な協力、入居者の本物件における生活の継続に支障が生じた場合(他の入居者への迷惑となる行為、心身状態の変化による本物件における生活継続の困難など)に入居者及び、ひだまりあみとともに入居者の生活の改善に取り組むこと。</li> <li>・ 本契約に関する事項や、施設の運営管理等に関する事項に関して、入居者の家族その他の関係者間において異なる意見・要望等がある場合は、責任をもってこれを調整し統一した上で、必要に応じてひだまりあみに書面にて通知すること。</li> <li>・ 契約終了時の入居者の身柄引取り、入居者死亡時の本契約の継続の是非、賃料等の支払、返還金の返還等の対応を含めた本契約の適切な処理のための入居者の相続人等の関係者間の調整・契約終了時に入居者が生存していない場合の、返還金の返還先銀行口座の指定 ※保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、入居者は新たな保証人を選定し、ひだまりあみに通知します。</li> </ul> <p>※ 入居者は、保証人になることができません。</p>
--------	--

## 5.契約期間

<p>契約期間 と 契約更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間は、契約の始期から2年間が経過した日の月(応答月)の末日まで(但し、始期が1日の場合は応答月の前月の末日まで)とします。</li> <li>・ 入居者、保証人及びひだまりあみは、入居者の心身の状態や他の入居者等との関係性等を総合的に勘案し、協議の上、本契約を更新することができます。</li> <li>・ この場合、更新料は発生しません。</li> <li>・ 入居者、保証人及びひだまりあみは、契約の更新時には書面にて契約を締結するものとし、契約内容に変更がある場合には、契約内容の主要な変更点等について予め当事者間で確認するものとします。</li> </ul>
----------------------------	---

## 6.物件の概要・詳細 (入居契約書記載のとおり)

### 7.生活支援サービスの内容 (1)

<p>状況把握 サービス</p>	<p>毎朝のゴミ回収時に入居者にお声かけをし、1日3回の安否確認を行います。</p> <p>※ 但し、外泊等で不在にされている住戸、当日朝にお声かけは不要である旨の表示がされている住戸には行いません。入居者に、体調が優れない、健康不安がある等の事情がある場合には、状態が改善されるまでの間、可能な範囲で、安否確認の頻度を希望により増やします。これに起因する入居者の一切の事故・損害について、ひだまりあみは損害賠償等の責任を負わないものとします。</p>
<p>緊急時対応 サービス</p>	<p>各住戸に設置してある緊急対応ボタンを押して頂ければ、スタッフが各住戸に駆けつけ、救急車の要請を含む関係機関への連絡を行うとともに、緊急連絡先に連絡するなど、必要な対応を行います。対応は、24時間、年中無休で、常駐するスタッフが行います。日中は、必要に応じて可能な範囲で救急車に同乗いたします。状況把握サービスにより緊急時を把握した場合も、同様の対応を行います。</p> <p>※ 緊急時にひだまりあみが利用するため、住戸の鍵を1本預けていただきます。</p>
<p>その他 サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各住戸まで、毎朝、ゴミ回収に伺います。以下のサービスを、7時00分～22時00分の間、提供いたします。</li> <li>・ 各種サービス取り次ぎ・紹介(宅配便、クリーニング、タクシー手配等)を行います。</li> <li>・ 各住戸内の電球切れの場合、電球の交換を行います。</li> <li>※ 入居者が持ち込んだ照明の電球代は入居者のご負担となります。</li> <li>・ 各住戸の小修繕(水漏れ、詰まり等)を行います(破損等の原因、修繕内容によっては、入居者の実費負担となる場合があります。また、修繕内容によっては、外部の専門業者が行う場合があります)。</li> <li>・ 各住戸内の設備機器及び共用部分の設備の取扱いなどについてお困りの時に、ご説明にあがります(特殊な機器は除きます)。</li> <li>・ 各種実費負担について、「立替金サービス利用規程」に基づき、入居者の依頼により現金を一時的に立替・支出するサービスを提供します。</li> <li>・ 体調不良時には、日用品の買物代行を行います(近隣店舗に限ります)。</li> <li>・ 主に入居者を構成員とするサークル活動、懇親会等を本物件共用部で実施される際に、ご依頼によりお手伝いをいたします。</li> <li>・ 住戸内エアコンのフィルターについて、定期的に清掃いたします。</li> </ul>

## 7.生活支援サービスの内容 (2)

オプションサービス (別途オプションサービス料金をお支払いいただきます。)	
食事サービス	<p>朝食、昼食、夕食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供場所:各階食堂・提供内容、申込方法・キャンセル等のルールは、別紙参照。</li> </ul>
生活サポートサービス	<p>自立の方の場合や、要支援・要介護の方であっても介護保険法上の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付かない支援(基本サービスに含まれる短時間の簡単なお手伝いを超えるもの)を一時的に必要とされる場合には、清掃(ベランダ、窓掃除等)、整理整頓などの家事援助や見守り、付添い等の短時間の生活サポートサービスを提供します。</p> <p>※ 但し、次のような内容を含むサービスは、提供できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療行為・危険が伴う、又は予測されること、特殊技能や専門性を要すること(専門的なハウスクリーニングなど)・金銭出納等に関わる金融機関等の手続き・権利や地位に関わる行政機関の手続き(戸籍謄本の受け取りなど)・スタッフの運転による自動車での外出・公序良俗に反する行為やそのお手伝い・その他、ひだまりあみが提供できないと判断した内容 ※事前の申し込みが必要です。サービスが長時間にわたる場合やスタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります(その場合には、外部のサービスをご紹介します。)</li> </ul> <p>具体的な提供方法、申込方法・キャンセル等のルールは、別紙参照。</p>

### ※外部のサービスの利用

介護保険サービス	<p>入居者の選択により、自由に介護保険の居宅サービスをご利用いただけます。(利用料は、入居者の負担です。) なお、当住宅には、ひだまりあみが運営する訪問看護・訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援事業所を併設しています。</p>
医療保険サービス	<p>入居者の選択により、自由に診察を受けることができます。(受診料は、入居者の負担です。)</p>

## 8.基本サービスの職員体制と職務内容

0時00分～24時00分の間に、管理者・相談員又は介護職員・生活支援スタッフにより基本サービス等を行うほか、24時間、緊急時対応サービスを行うスタッフを配置しています。

管理者	住宅全般の管理・運営・生活相談受付(管理業務のほか基本サービス等も行います。)
相談員	管理者補佐業務のほか、生活相談受付(基本サービス等も行います。)
介護職員	基本サービス等を行います。宿直スタッフ 夜間、緊急時対応サービスを行います。
生活支援スタッフ	基本サービス等を行います。宿直スタッフ 夜間、緊急時対応サービスを行います。
職員の人数、資格等の詳細につきましては、添付の行政様式をご参照ください。	

## 9.賃料等

### (1)賃料・共益費

賃料	・ 専有部分での居住部分の利用の料金として、賃料をお支払いいただきます。
共益費	・ 共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費、各種点検等に充てるため、共益費をお支払いいただきます。

### (2)敷金

敷金の扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約締結時に、賃貸借契約債務の担保金として、敷金をお預かりします。</li><li>・ 敷金は消費税非課税です。</li><li>・ 敷金には利息は付しません。</li><li>・ 本契約が終了し、本物件の明渡しを受けたときは、原則として契約終了日と本物件の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、銀行口座への振り込みにより敷金を返還します。但し、賃料、共益費、入居者が負担すべき修繕費用の未払い分、原状回復に要する費用その他、本契約に基づき入居者が負担すべき債務がある場合には、当該債務の額を控除した残額のみを返還します。</li><li>・ 敷金は、保全措置の対象には含まれません。</li></ul>
-------	--

### (3)生活支援サービス費(税込)

基本サービス料金	・ 基本サービスの対価として、基本サービス料金をお支払いいただきます。(長期不在であっても、基本サービス料金の減額はありませぬ。)
オプションサービス料金	・ ご利用実績に応じてオプションサービス料金をお支払いいただきます。

### (4)その他の入居者負担

その他の入居者負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本物件の附属施設使用料、町内会費等は、入居者にご負担いただきます。</li><li>・ 入居者は、鍵等を紛失、破損したときは、直ちにひだまりあみに連絡し、その指示に従うものとします。なお、取替え修理等に要する費用は入居者の負担とします。</li><li>・ 入居者が、その責に帰すべき事由により、建物、その設備、備品等を汚損又は毀損、滅失した場合には、入居者は、ひだまりあみが被った損害を賠償します。</li><li>・ 日常生活に関わる費用が賃料等に含まれるか含まれないかの区分については、「費用分担表」を参照願います。</li></ul>
-----------	---

## 10.料金の改定

料金の改定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 賃料、共益費、基本サービス料金及びオプションサービス料金の単価については、経済事情の変動など契約書に定める場合には、協議の上、改定する場合があります。</li><li>・ 賃料、共益費及び敷金は消費税非課税です。それ以外の料金には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい料金を変更します。</li></ul>
-------	--

## 11.支払方法

<p>敷金の 支払方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結後、請求書を発行いたします。お支払方法は、請求書記載の支払期日までに指定銀行口座へ振込みのみとさせていただきます。振込み以外でのお支払いはご遠慮願います。</li> <li>※ 振込手数料は、入居者の負担となります。</li> </ul>
<p>料金の 請求方法</p>	<p>料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求いたします。</p>
<p>料金の 支払方法</p>	<p>ご請求月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>ア) 直接現金払いとする。 (請求書発行後、サービス従事者が集金)</p> <p>イ) 利用者指定金融機関口座からの自動振替 ご利用できる金融機関:INET利用可能金融機関 ゆうちょ銀行</p> <p>★ お支払の確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途指定いただく入居者/ご家族の金融機関口座からの自動振替を原則としています。</li> <li>※ 本契約締結時に口座振替の手続きをご案内します。</li> <li>※ 金融機関での手続きが完了するまでの1～2ヶ月間は銀行口座へのお振込みとなります。</li> <li>・ 前月の賃料等の料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月15日までに入居者又は契約時の請求書の送付先に送付します。自動振替の場合は当月25日にご指定いただいた銀行口座より引き落としいたします。</li> <li>お振込の場合は当月25日までに指定口座にお振込み願います。</li> <li>※ 振込手数料は、入居者の負担となります。</li> <li>※ 25日が金融機関の休業日の場合は翌営業日</li> <li>・ 領収証は入金月の翌月に発行いたします。</li> <li>・ 入居者が2名の場合は以下の費目については、ご入居者ごとに請求明細が作成されます。オプションサービス料金/立替金</li> </ul>
<p>日割り 請求基準</p>	<p>契約開始月及び契約終了月において、1か月に満たない期間の賃料、共益費 及び基本サービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とします。</p>

## 12. 禁止事項・事前承諾・通知事項

<p>禁 止 行 為</p>	<p><b>全館禁煙(屋外に喫煙場所設置)</b></p> <p>① 居住以外の目的で本物件を使用すること</p> <p>② 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、使用貸し、その他 第三者に利用若しくは占有させること</p> <p>③ 定められた場所以外で喫煙をすること</p> <p>④ 本物件内で灯油ストーブ、カセットコンロ等の火器を使用すること</p> <p>⑤ 動物(鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を除く)を飼育すること</p> <p>⑥ 緊急対応ボタンを本来の目的以外の目的で使用すること</p> <p>⑦ 鍵を複製すること</p> <p>⑧ 他の入居者の占有、使用に著しい妨害を与えるなど、共同生活の秩序を乱すこと</p> <p>⑨ 騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること</p> <p>⑩ そのほか</p>
<p>事前承諾行為</p>	<p>① 本物件の改造又は模様替えをすること</p> <p>② 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと</p> <p>③ 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること</p> <p>④ 鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を飼育すること</p> <p>⑤ 2人部屋に入居者を追加すること</p>
<p>通 知 事 項</p>	<p>① 入居者、保証人及び緊急連絡先の電話番号(携帯電話を含む)、氏名、住所等、入居者が入居時にひだまりあみに届け出た事項に変更がある場合</p> <p>② 入居者が、1週間以上継続して本物件を留守にする場合</p> <p>③ 入居者又は保証人が、死亡、行方不明等になった場合</p> <p>④ 保証人に、保証人としての責務を果たすことが困難となる事象が発生した場合</p> <p>⑤ 入居者又は保証人について、破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあった場合及び後見・保佐・補助開始の申立て、任意後見契約の締結又は任意後見監督人選任の申立てのあった場合</p> <p>⑥ 入居者の心身状態の変化により、他の入居者等へ迷惑となる行動が発覚した場合又は予測される場合</p> <p>⑦ 入居者の心身状態の変化により、入居者が本物件で生活を継続することが、入居者の生命・身体・財産に著しい支障、損害を発生させることが発覚した場合又は予測される場合</p> <p>⑧ 本物件の破損・汚損・故障を発見した場合</p> <p>⑨ 鍵等を紛失、破損した場合(取替え修理等に要する費用は入居者負担)</p>

### 13.契約の終了

<p>入居者からの解約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者は、少なくとも1か月前に書面にて解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日解約のご希望があれば、前月6月20日以前の「解約届」提出が必要となります。</li> </ul>
<p>ひだまりあみからの解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひだまりあみは、入居者が賃料、敷金等の支払い義務の一つでも違反し、ひだまりあみが相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。</li> <li>ひだまりあみは、入居者が次の各号の何れかに該当したときは、何ら通知催告を要せず、本契約を解除することができます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立てを受け、破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てを受け、又は申立てたとき</li> <li>② 禁固以上の刑に処せられる犯罪行為を行ったとき</li> <li>③ 年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき</li> <li>④ 敷金をひだまりあみが指定する期日までに支払わないとき</li> </ol> </li> <li>ひだまりあみは、入居者が次に掲げる義務の一つでも違反し、ひだまりあみが相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本物件の使用目的遵守義務</li> <li>2. 禁止行為・要承諾行為の遵守義務</li> <li>3. その他本契約書に規定する入居者の義務</li> </ol> </li> </ul>
<p>入居者の死亡時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者が死亡しても本契約は自動的に終了しません。</li> <li>保証人は、入居者が死亡したときは、本契約の継続の是非、賃料等の支払、返還金の返還等の対応を含め、本契約の適切な処理のため、入居者の相続人等の関係者間で調整し統一した上で、関係者を代表してひだまりあみに書面にて通知します。</li> <li>入居者が死亡したとき(入居者2名の場合を除く。)は、保証人は、遅滞なく書面にて解約の申入れを行うことにより、即時に本契約を解約することができます。</li> <li>入居者が死亡し、入居者が不在となった場合は、死亡した日の翌日から、基本サービス料金は発生しません。</li> <li>保証人は、契約終了時に入居者が生存していない場合には、返還金の返還先銀行口座を指定します。</li> </ul>
<p>住戸明け渡し時の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者は、本契約が終了する日までに本物件を退去するとともに、本物件内の入居者の私有物を撤去し、本物件を明け渡さなければなりません。</li> <li>入居者は、ひだまりあみの立合いのもとに明け渡さなければなりません。</li> <li>入居者は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければなりません。入居者は、ひだまりあみが指定する仕様に基づき、ひだまりあみの指定する業者により直ちに自己の費用により原状に復するか、又はその対価を支払って損害を賠償することとします。</li> </ul>

#### 14 入居者が2名の場合(Bタイプ住戸に限る)

入居者が2名の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者が2名の場合においては、生活支援サービスの提供は、入居者各々に対して行われ、入居者は、基本サービス料金として「入居者が2名の場合」に記載の金額をお支払いいただきます。</li> <li>・ 入居者2名は、各々が本契約に基づく義務を遵守し、本契約に基づく債務を連帯して負担します。</li> <li>・ 入居者は、2人部屋に入居者1名が入居している場合において、入居者1名を追加する場合には、事前にひだまりあみの承諾を得た後、書面により確認するものとします。この場合において、入居者が追加された日から基本サービス料金は「入居者が2名の場合」に記載の金額に変更されます。</li> <li>・ 入居者は、入居者が2名いる場合において、どちらか1名が退去又は死亡した場合には、ひだまりあみに書面にて届け出るものとします。この場合において、本契約はもう1名を入居者として継続し、入居者が退去又は死亡した日の翌日から基本サービス料金は「入居者が1名の場合」に記載の金額に変更されます。</li> </ul>
-----------	--

#### 15 緊急時の対応

緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本契約締結時に、緊急連絡先届出書に従い、ひだまりあみに緊急連絡先を届け出ていただきます。</li> <li>・ ひだまりあみは、入居者の心身に障害が発生し、治療、入院等の緊急対応が必要になったことを認識したときは、緊急連絡先に、緊急連絡先届出書に定める順序で連絡します。</li> </ul> <p>※ 当住宅では、あくまで「人命尊重」の原則に従って緊急時対応を行います。ご本人の意思が確認できず、またご家族への連絡がつかなかった場合、ご家族からの指示をいただかないうちに、救急処置、緊急入院・手術などの医療処置におよぶ場合があります。</p>
-------	---

#### 16 苦情解決の体制

相談窓口	<p>ひだまりあみは、入居者からの苦情等に対応する窓口を設置し、誠実かつ迅速に対応します。</p> <p>【ひだまりあみ ご意見受付窓口】 受付時間: 平日 8:30～17:30</p>
------	---

#### 17 火災・非常災害時の備え

火災 非常災害時 の備え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅・設備 当住宅は、サービス付き高齢者向け住宅として、該当する建築基準関係法令及び消防関係法令に適合しています。また、関係諸法令に従い、火災・非常災害時に備えて、避難経路の確保、消防用設備機器の設置、防災資材の使用などの必要な処置を行っています。</li> <li>2. 防火管理 当住宅では、消防関係法令に従い、火災・非常災害時に備えて、防火管理者を定め、具体的な消防計画を作成、管轄消防署に届出をしています。・定期的に消防用設備等の点検を実施すると共に、管轄消防署の指導のもとで、年2回の定期消防訓練を実施します。また、防火管理者のもとに、防火担当責任者・火元責任者を配置し、日常の防火管理を徹底すると共に、スタッフの防災教育を適宜実施、自衛消防隊を組織して、火災発生時に備えています。</li> </ol>
--------------------	---

## 18 損害賠償

ひだまりあみによる損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひだまりあみは、生活支援サービスの提供に伴って、ひだまりあみの責に帰すべき事由により入居者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。</li> </ul>
入居者による損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者(その家族、その他本物件に出入りする者を含む。)が、その責に帰すべき事由により、建物、その設備、備品等について、汚損、破壊又は滅失したときには、入居者は、連帯してひだまりあみが被った損害を賠償しなければなりません。</li> <li>入居者が、その責に帰すべき事由により、他の入居者その他第三者に対し、人的損害又は物的損害を被らせたときには、入居者は、速やかにその旨をひだまりあみに連絡し、その損害を賠償しなければなりません。</li> <li>入居者は、賃貸借契約期間中、ひだまりあみが指定する条件を満たす損害保険に加入しなければなりません。</li> </ul>
免責事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひだまりあみ、入居者及び保証人は、天災、地震、火災、盗難その他の不可抗力により相手方の被った損害に関しては、責任を負わないものとします。</li> <li>不可抗力により、本物件を通常の利用に供することができなくなったとき、又は、本物件が将来、都市計画等により収用若しくは制限される等の事由により、本契約を履行することができなくなったときは、本契約は当然に終了するものとします。この場合、入居者は、本物件を直ちに明け渡さなければならないものとします。</li> </ul>

## 19 秘密保持・個人情報の取扱い

秘密保持	<p>ひだまりあみは、本件契約に基づき知り得た入居者及び保証人に関する秘密及び個人情報について、個人情報保護法等の関連法令を遵守してその保護に努め、正当な理由がある場合若しくは事前の同意がある場合を除いて、第三者に開示又は漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後においても同様の効力を有します</p>
個人情報の取扱い	<p>入居者及び保証人等の個人情報を、契約書別紙「ひだまりあみによる個人情報の使用方法」に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します</p>

## 《料金表》

### 基本料金

敷金	1人部屋 107,500円	2人部屋 200,000円
家賃	1人部屋 43,000円	2人部屋 86,000円
共益費	1人部屋 25,000円	2人部屋 48,000円
食費	1人 1日 1,400円	(朝 400円 昼 500円 夕 500円)
基本サービス費	1人	20,000円

### オプションサービス費

身体介助	月額 40,000円	必要に応じての料金設定は別紙生活支援サービス費一覧参照
生活支援	月額 40,000円	必要に応じての料金設定は別紙生活支援サービス費一覧参照
その他オプション	生活支援サービス費別紙参照	

以上は、行政の定める登録情報に準じた表記です。

サービス付き高齢者向け住宅ひだまりあみのサービス提供の開始に際し、  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 所属事業所 サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ  
職 名  
氏 名 ⑩

私は、事業者から重要事項の説明を受け、サービス付き高齢者向け住宅の  
提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入居者 住 所  
氏 名 ⑩

入居者代理人 住 所  
氏 名 ⑩